

「健康に配慮した飲酒に関するガイドラインリーフレット」の作成

○厚労省は、アルコール健康障害の発生を防止するため、国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的として、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成（令和6年2月）

（内容）

基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に、飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違いや、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどを分かりやすく伝え、その上で、考慮すべき飲酒量（純アルコール量）や配慮のある飲酒の仕方、飲酒の際に留意していただきたい事項（避けるべき飲酒等）を示すことにより、飲酒や飲酒後の行動の判断等に資することを目指す

○アルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として活用してもらうため、リーフレットを作成（令和6年4月）



純アルコール量とアルコール分解時間を把握するツール「アルコールウォッチ」をリリース

○飲酒にあたっては、純アルコール量に着目しながら、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが大切

○本ツールは、飲んだお酒の種類と量を選択することで純アルコール量と分解時間を簡単に把握でき、飲酒や飲酒後の行動の判断のために活用されることを目的に作成（令和6年9月）

■ ツールイメージ



アルコールウォッチのトップ画面



自分の飲んだお酒を選択して自動計算できる



アルコールウォッチの結果画面

■ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業特設サイト

URL :

<https://izonsho.mhlw.go.jp/alcoholwacth/>

アルコール健康障害対策推進基本計画の変更

○アルコール健康障害対策基本法第12条は、次のとおり規定

・政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

・計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

○アルコール健康障害対策関係者会議の開催状況

<第3期アルコール健康障害対策推進基本計画に向けた検討について>

(第31回) 令和7年1月27日 ・アルコール問題のある親と暮らす子どものニーズと家族支援 ・アルコール家族（ヤングケアラー）の現状その対策への要望など	(第33回) 令和7年4月28日 ・精神保健福祉センターにおける取組 ・アルコール健康障害対策断酒会の取組 など
(第32回) 令和7年3月24日 ・アルコール健康障害における内科（身体科）の立ち位置 ・子育て支援を通じたアルコール使用障害からの親子の回復など	(第34回) 令和7年6月30日 ・アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対する指導等 ・アルコール健康障害対策基本計画改定の方向性 など

<今後のスケジュール>

・年内に3回程度、関係者会議を開催。令和11月～12月に第3期基本計画報告書案について審議予定

アルコール健康障害対策推進基本計画改定の方角性

資料 1 - 4

(5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

これまでのアルコール健康障害関係者会議（第30回～第33回）において出された意見等を踏まえ、次期計画における「5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」については以下のような方角性としてはどうか。

第3期アルコール健康障害対策推進基本計画の方角性について（基本的施策への記載）

- 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、アルコール依存症のおそれのある者が医療機関等における治療や相談を受けにくききっかけとなるよう取組を行うとともに、受講者自身の気付きのきっかけとなるように講習の内容等の見直しを進めることについて記載してはどうか。
- 刑事施設における、飲酒運転による受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施施設の拡大を踏まえ、刑事施設や保護観察所における指導の充実について検討することについて記載してはどうか。
- 飲酒運転の根絶に向け、交通安全教育の機会等において、アルコール依存症のスクリーニングテスト等について積極的に広報を行うことで、アルコール依存症のおそれのある者やその家族の気付きのきっかけとなるような取組を進めることについて記載してはどうか。
- 飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながるよう、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の内容について周知することを記載してはどうか。
- 自動車運送事業における交通事故防止の観点から、事業用自動車におけるアルコール・インターロックの普及の促進について記載してはどうか。
- 飲酒運転防止条例の制定状況など含めた最新の取組事例を収集し、周知することについて記載してはどうか。

アルコール健康障害対策推進基本計画改定の方針性 （6. 相談支援等）

資料2-2

これまでのアルコール健康障害関係者会議（第30回～第33回）において出された意見等を踏まえ、次期計画における「6. 相談支援等」については以下のような方針性としてはどうか。

第3期アルコール健康障害対策推進基本計画の方針性について（基本的施策の柱）

現在「相談支援等」としているものについて、次期計画では、「6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等」としてはどうか。

第3期アルコール健康障害対策推進基本計画の方針性について（基本的施策本文）

- ヤングケアラーなどの依存症患者の家族に対する相談支援が進むよう、都道府県等における相談支援において、相談内容に応じ児童福祉部門等と連携して、依存症当事者だけではなく、ヤングケアラーを含めたその家族の支援に繋がるよう、関係機関における連携を強化することについて記載してはどうか。
- ヤングケアラーなどの依存症患者の家族支援がより進むよう、都道府県等が開催する定期的な連携会議に児童関連部署についても参加が進むような記載をしてはどうか。
- ヤングケアラーなどの依存症患者の家族支援がより進むよう、潜在的にアルコール健康障害を有する者やその家族等に対応する機会がある児童相談所職員やこども家庭センター職員などに対する研修を推進するような記載をしてはどうか。
- ヤングケアラーなどの依存症患者の家族支援がより進むよう、地域における支援の好事例等について収集し、それらを活用した相談支援にかかるガイドラインの作成を進めるような記載をしてはどうか。